

第 35 回 大阪市人権施策推進審議会 会議録

- 1 日 時 平成 29 年 6 月 16 日 (金) 午後 3 時 ~ 5 時
- 2 場 所 市役所屋上階 P 1 会議室
- 3 出席者 大阪市人権施策推進審議会委員
- | | |
|----------------------------|----------------|
| | 伊藤 良夏 |
| | 大前 藍子 |
| | 川嶋 広稔 |
| | 鈴木 暁子 |
| | 高山 直樹 |
| | 辻川 松子 |
| | (会長) 中井 伊都子 |
| | 西田 芳正 |
| | 堀野 ひろこ |
| | 前田 修身 |
| | (会長代理) 山西 美明 |
| 市民局理事 | 吉村 浩 |
| 市民局ダイバーシティ推進室長 | 平澤 宏子 |
| 市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長 | 森 浩一 |
| 市民局ダイバーシティ推進室多文化共生担当課長 | 堀田 大地 |
| 市民局ダイバーシティ推進室共生社会づくり支援担当課長 | 吉岡 和彦 |
| 人権啓発・相談センター所長 | 藤田 浩之 |
| 市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理 | 姫野 洋二 |
| 人権啓発・相談センター副所長 | 森 正俊 |
| 市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長 | 廣原 千鶴 |
- 4 議題 1 大阪市人権行政推進計画に基づく平成 29 年度の取組みについて
- (1) 「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みについて
 - (2) 人権啓発の取組みについて
 - (3) 人権相談の取組みについて
 - (4) 多文化共生の取組みについて
 - (5) L G B T などの性的少数者にかかる取組みについて
- 2 「人権問題に関する市民意識調査」分析から見えてきた課題について
- 3 報告事項
- (1) 第 6 回大阪市同和問題に関する有識者会議について
 - (2) ヘイトスピーチへの対処にかかるこの間の経過について

5 議事

廣原人権企画課担当係長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今から、第 35 回大阪市人権施策推進審議会を開催させていただきます。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を担当いたします市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長の廣原でございます。よろしくお願いいたします。

まず、本日の審議会の取扱いをご説明いたします。この審議会につきましては、大阪市人権施策推進審議会規則及び審議会等の設置及び運営に関する指針に基づき公開といたしております。

また本日の議事録、議事要旨につきましては、情報公開を進めるという観点から、後日、市民局ホームページへ掲載する予定でございますので、よろしくお願いいたします。

議事に入る前に本日の資料等についてご案内いたします。お手元に第 35 回大阪市人権施策推進審議会次第、大阪市人権施策推進審議会委員名簿、配席図をお配りしております。議事資料につきましては、資料一覧のとおりお配りしておりますので、その都度ご確認ください。

本日、ご出席いただいている委員の皆様につきましては、配席図の配付をもってご紹介とさせていただきます。なお、村木委員、中川委員におかれましてはご欠席されております。また、事務局につきましても紹介を省略させていただきます。

それでは、大阪市からの出席者を代表いたしまして、市民局理事の吉村からご挨拶を申し上げます。

吉村市民局理事 市民局理事の吉村でございます。皆様には公私に何かとお忙しい中、本審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また皆様には平素より本市の人権行政の推進をはじめ、市政の各般にわたりまして何かとご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

皆様もご承知のとおり、社会経済状況の変化は激しさを増しておりまして、そうした状況のもとで人権をめぐる課題は複雑多様化してきているところでございます。本市といたしましては、そうした課題に的確に対処するため、市長を本部長といたします大阪市人権行政推進本部のもと、またこの審議会でのご意見を踏まえながら、人権行政を全庁的に進めているところでございます。本審議会につきましては、前回 2 月に開催させていただきました。その際は、平成 28 年度の取組みについてご審議いただいたところでございまして、本日は大阪市人権行政推進計画に基づく平成 29 年度の取組みについて、主にご説明申し上げるとともに、ヘイトスピーチへの対処をめぐる状況等につきましても、ご報告申し上げたいと考えているところでございます。

ヘイトスピーチに関しましては、この 6 月、国のヘイトスピーチ解消法が施行されて丸 1 年が経過したということで、新聞報道におきましてもこの問題が社会的に認識されるようになってきておりますことや、自治体などでさまざまな動きも出てきていることなどが紹介されたところでございます。そうした中、本市におきましては、全国初で大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例を制定いたしまして、昨年 7 月の条例の全面施行以降、

合計で 27 件の事案について審議しているところでございます。現在、4 件につきまして、本市としてヘイトスピーチとして認定をいたし、3 件を条例に基づき公表もいたしたところでございます。

また、拡散防止措置ということで、本市としてヘイトスピーチに認定いたしましたインターネット上に投稿された動画につきまして、動画投稿サイトを運営しております会社に削除を要請いたしまして、その結果、削除もされておりますなど、条例の効果が、あらわれてきているのかなと思っているところでございます。こうした状況につきましても、後ほど説明させていただきたいと思っております。

本日は大変限られた時間でございますが、委員皆様のご意見を、今後の人権施策に生かしていきたいと考えておりますので、皆様方からは忌憚のないご意見を賜りますよう、お願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

廣原人権企画課担当係長 それではこれより議事に入ります。以降の議事の進行につきましては中井会長にお任せしたいと存じます。中井会長、よろしくお願ひいたします。

中井会長 中井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それではお手元に第 35 回大阪市人権施策推進審議会次第がございますので、それに従いまして議事を進めてまいります。

議題 1 です。「大阪市人権行政推進計画に基づく平成 29 年度の取組みについて」ということで、まず 1 つ目。「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みについて」事務局より報告をお願いいたします。

姫野人権企画課長代理 人権企画課長代理姫野でございます。よろしくお願ひいたします。私のほうから議題 1 の(1)「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みにつきまして、ご説明をさせていただきます。

資料 1 をご覧ください。「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みですが、平成 21 年 2 月に策定をいたしました大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～に基づきまして、各所属におきまして毎年度実行プログラムを策定・実施をし、日常業務の改善・見直しに取り組んでいるところでございます。

資料の上段の四角囲みに「6 つの視点」というものがあると思います。プログラムの策定にあたりましては、行政運営における人権尊重の視点として、この 6 つの視点を踏まえて取り組むこととしており、正確にわかりやすくという「伝える」、市民ニーズを的確に把握するため「聴く・知る」、誰もが参加しやすい環境整備の「備える」、市民の利便性の向上を図って、行政サービスを推進する「支える」、市民と行政が協働する「つながる」、最後に本市が率先して社会的責任を果たす「務める」としてあります。

資料の表につきましては、左側に昨年度の評価内容といたしまして、プログラムの名称、実績、6 つの視点において強化できた項目及び評価できる点を掲載しております。右側には今年度、平成 29 年度の策定内容といたしまして、プログラム名称、目標及び 6 つの視点で強化が期待できる項目につきまして、各所属の概略を取りまとめて一覧表にさせていただきます。

まずは、区役所でございます。特徴的なことからご説明させていただきたいと思います。区役所につきましては、平成 28 年度がこの 6 つの視点のうち、環境整備の「備える」と、市民サービス向上の「支える」で過半数の区役所が取り組んでおりまして、一定の評価なり効果が出ているところでございます。

平成 29 年度の取組み目標につきましても、こうした昨年度の評価等も踏まえまして、障がい者や、高齢者等に配慮をいたしましたユニバーサル仕様により、庁舎内外の案内表示やレイアウトの見直し、さらには接遇力の強化に向けた市民サービスの向上などが挙げられております。

また、後ほど説明をさせていただきますが、LGBT等の性的少数者に対する取組みが多く、多くの区で策定されており、その他で独自の取組みといたしましては、中央区役所の窓口対応に係る語学研修の実施であるとか、大正区のテレビモニターを活用した区民啓発、住之江区役所の全職員を対象とした認知症サポーター育成研修などがあります。

ページをめくっていただきますと、次は局と室の一覧表になっております。ここで 1 点、お断りがございます。所属としては全部で 26 あるのですが、本年 4 月に新設をされました I R 推進局の記述がございません。I R 推進局は統合型リゾートの大阪・夢洲への誘致実現に向けた活動に大阪府、大阪市一体で取り組むため、府市共同の組織として設置された部局でありまして、大阪市人権行政推進本部の組織の一員でもあります。新局の I R 推進局に対しまして、この間、推進本部事務局として、本市の人権行政の取組みを説明いたしました。新局として立ち上がったばかりでありまして、現在のところ実行プログラムの作成までには至っておりません。引き続き I R 推進局と調整をしながら進めてまいりたいと考えております。

局・室の取組みにつきまして、ご説明させていただきます。局・室につきましては、これまでも職員に対する人権意識向上に向けた取組みを主眼に置いておりまして、その中でも平成 29 年度においては、LGBTや個人情報保護に対する理解促進に向け、ニュースレターや、eラーニングの実施を複数回にわたって周知していき、理解促進に努めることとしております。

独自の取組みといたしましては、危機管理室におけます防災アプリの多言語化、スポーツ施設など多くの施設を所管する経済戦略局においては、LGBTの取組みとして施設の指定管理者に対し、当事者に配慮した窓口対応をするための職員研修の実施、また建設局におきましては、大きな公園、大公園などの多目的トイレにレインボーマークを表示することとしております。また交通局におきましては、転落事故の防止に向け、ホーム柵の設置などのハード対策、あわせて人的サポートの強化等職員の接遇能力の向上などのソフト対策に取り組むこととしております。報告につきましては、以上でございます。

中井会長 ありがとうございます。ただ今、議題 1 の(1)「人権の視点! 100!」実行プログラムの取組みについてご説明いただきました。

この議題につきまして、ご意見、ご質問等ありましたら出していただきたいと思います。

辻川委員 よろしいでしょうか。

中井会長 はい、どうぞ。

辻川委員 前回、LGBTですかね、レインボーの件でお話しさせていただいたときに、見える化をやはり進めていくべきであるというような話をさせていただいたところです。今日この庁舎へ来ますときに、大阪港開港 150 年という旗がございました。そういう意味では、やはり外国からもそうですし、いろんなところからお人が来られる 150 年という大きな歴史の中で、人が行き交うわけですので、そんなところでの見える化はどういうふうにされているのか、ちょっとお尋ねしたいなと思っているのですけれども。

姫野人権企画課長代理 後ほどLGBTのところでもご説明をさせていただきますけど、平成 29 年度の取組みといたしまして、市民の理解促進に向けた取組みということを考えておりまして、各種イベント等につきましては、そういった取組みを要請というか、協力をお願いしております。

辻川委員 ありがとうございます。ちょうどこの局の取組みのところにちょっとひっかかりましたもので、今、先に質問させていただきました。

中井会長 そのテーマは、1の(5)のところでもご説明いただけますので、また議論をしていただきたいと思います。「人権の視点 100!」につきましてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは事務局、今ご説明いただいたとおり取り組んでいただきますようお願いいたします。

では引き続き、議事を進めさせていただきます。議題 1の(2)「人権啓発の取組みについて」、それから、(3)の「人権相談の取組みについて」、事務局から一括でご説明をお願いして、その後、質疑を行いたいと思います。お願いいたします。

藤田人権啓発・相談センター所長 人権啓発・相談センター所長の藤田と申します。よろしく申し上げます。それでは資料 2-1 に基づきまして、平成 29 年度大阪市人権啓発・相談センターにおける啓発事業の取組みにつきまして、ご説明させていただきます。

最初に 1 ページ目の「地域密着型市民啓発事業」でございますが、地域に根差した啓発の担い手としまして活動いただいております人権啓発推進員。この方たちは各小学校区 3 名を定数といたしまして、6 月 1 日現在、全市で 799 名おられますが、この方たちを対象としました各種の研修でございます。各地域におけます人権啓発の一翼を担うような人材の育成を目指す事業となっております。

次に 2 ページ目の「市民啓発広報事業」ですが、こちらのほうはさまざまな媒体等を活用しまして、市民に人権問題への理解を深めていただくよう広報を行うものでございます。

最初に、「啓発資料作成・増刷及び啓発映像ソフトの購入」ですが、適宜、有効な資料等を購入いたしまして、配布、貸し出しを行っております。利用者アンケートを参考にしながらLGBTをはじめとし、セクハラやDVなどの新たなジャンルも含め購入しております。平成 28 年度の貸し出し実績といたしましては、貸し出し本数が 1,004 本、延べ 7 万 9,137 名の方に視聴いただいているところでございます。

次に人権啓発情報誌「大阪市人権だよりKOKOROねっと」です。本日、皆様方に昨年 12 月と今年 6 月に発行いたしました第 31 号と第 33 号をお配りしておりますのでご参照ください。こちらは昨年に引き続きまして、若年層や地域レベルでの人権の取組みを掲載するなど、誌面内容の充実を図るほか、ICTを活用して読者層の裾野を広げる取組み

を行ってまいります。年4回発行しております、大阪市の関係施設125カ所、それと地下鉄の駅が140、そちらへ配架しております。特に今年度は、2月発行分につきまして、小学生の高学年、今のところ5年生を予定しているのですけれども、児童個人向けにいじめを題材とした4ページの特集号、これを4万部作成したいと思っております。

次に3ページの「参加・参画型事業」ですが、市民が主体的に人権を学ぶ機会を提供することを目的としておりまして、とりわけ人権への関心が低いと言われる若年層を対象に人権意識の醸成を図ることとしております。最初に「人権に関する作品募集事業」ですが、人権に関するキャッチコピーを募集しまして、優秀作品をさまざまな人権啓発の広報印刷物等に活用することにより、各区等の人権啓発事業に活用してまいります。

次に「人権の花運動」、Jリーグセレッソ大阪との連携・協力事業。こちらにつきましては、本市と大阪法務局、それと大阪第一人権擁護委員協議会等で構成いたします人権啓発活動地域ネットワーク協議会、こちらとの連携事業でございまして、全国一斉に国の基本方針に沿って実施されており、今年度も引き続き実施してまいります。

次に4ページの「企業啓発推進事業」ですが、市内の企業・事業者等における人権啓発や人権研修への支援を行う事業です。より効果的な研修内容となるよう、テーマや講師選定を行うとともに、参加者の拡大につなげるものとしております。今年度は特に昨年12月に公布、施行されました部落差別解消の推進に関する法律、これをテーマといたしました講演会も実施してまいります。

最後に資料2-2をご覧ください。区におけます人権啓発推進事業実施計画でございます。こちらは詳細な説明は割愛させていただきますけれども、どの区におきましても、5月の憲法週間、12月の人権週間、あと1月の成人の日などの節目、それとまたこの夏も実施されますが区民まつり。こういったところを活用しながら、ほぼ年間を通じまして各区でさまざまな啓発事業に取り組んでいるところでございます。あと事業手法につきましてもご覧いただけたらわかるのですが、講演会や街頭啓発、映画会や研修会、セミナーなど集客性を高めるため、各区、各地域の特性に応じたさまざまな工夫を凝らして啓発に取り組んでいるところでございます。

続きまして、資料3に基づきまして、人権相談の取組みについてご説明いたします。

相談事業は事業委託によりまして、専門相談員を配置して実施しております。平日夜間だけではなく、日曜・祝日にも窓口対応を行っているほか、区役所への出張相談や弁護士相談、さらに他の専門相談機関と連携しまして、解決、支援等にあたるなど、より相談者ニーズに応じた相談体制としているところでございます。

相談方法につきましては、昨年度までは電話・面談・ファックス・手紙でしたが、平成29年4月より新たに電子メールによる相談を開始したところでございます。

平成29年度の取組みですが、複雑多様化しています人権相談に対応し、実効性ある人権侵害の早期発見・救済を進めていくために、当センターの相談窓口の認知度向上を図ります。また市民に身近な区役所における人権相談機能の充実及び専門相談機関等とのネットワークの充実に向けて取り組んでまいります。

まず認知度向上に向けた取組みですが、当センターの存在を知っているかについて、平

成 28 年度に実施いたしました市政モニター調査結果では、26.2%という回答でございました。それを今年度は 30%を目標として取り組んでまいります。

また、そのうち人権侵害を受けた場合、相談先として当センターを選びますかという有用性と呼んでいるのですけれども、この結果は市政モニター調査では 48.8%でした。今年度は 50%を目標として取り組んでまいります。その具体取組みですが、記載しています、アからオの取組みをしますのでけれども、特にアに記載の周知用ポスターですが、新たに民営鉄道や労働金庫など 20 力所以上に掲出してまいります。また、イに記載の全ての世代において利用率が高い SNS を活用した情報発信に取り組んでまいります。

(3) 区役所における相談機能の充実にに向けた継続的な取組みとしましては、ケーススタディの事例研究内容の充実や区担当者のスキルアップを図るための相談担当者研修会を実施してまいります。

(4) 「専門相談機関等とのネットワークの充実にに向けた取組み」ですが、関係会議の開催により体制の連携強化を図るとともに、相談案件を通じた N P O 団体等の連携の拡充を図ってまいります。

続きまして 3、平成 28 年度の相談実績でございます。

電話、面談等による実相談件数は 4,220 件となっております。ひと月当たり 352 件となっております。平成 27 年度からはやや減少しているところでございます。

また、相談内容を課題別に分けた課題別件数では、5,794 件となっております。これは 1 回の相談で複数の課題に関する相談があるため、課題別のほうが実件数より約 1,600 件多くなっております。課題別相談内容の主な特徴といたしましては、障がい者に関する課題が 26.5%と最も多く、福祉サービス支援機関への不満や、地域や家族から孤立しているなどの日常生活におけます、さまざまな不安による相談が増加しているところです。

また、障害者差別解消法が平成 28 年 4 月より施行されたことに伴いまして、障がい者の方の課題意識がさらに高まったことも要因の 1 つとして考えられると思います。

また「その他」項目が最後にあるのですが、こちらが約 40%でございます。これは相談者からの一方的なお話でありますとか、無言電話、相談内容が不明瞭なもの、行政に対するさまざまな不満や苦情、こういったことも多くございまして、件数が多くなっているところでございます。説明は以上です。

中井会長 ありがとうございます。人権啓発の取組みと人権相談の取組みについてご説明をいただきました。この両方、いずれからでも結構ですので、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

大前委員 伺ってよろしいですか。

中井会長 はい、どうぞ。

大前委員 資料 2 - 1 の 2 ページ目、人権啓発情報誌の「K O K O R O ねっと」の発行についてなんですけれども、今年度の 2 月にいじめを題材にした特集号を 4 万部発行されると記載されていますが、ほかのものよりも 2 万部くらい多く増刷されるのかと思うのですけれども、これはどのような形で小学生とか、子どもたちに届けようというお考えか、教えていただけたらと思うのですけれども。

藤田人権啓発・相談センター所長 ちょうど2万部というのは、先ほど言いました5年生の児童数が約2万人ということで教育委員会とお話はさせていただいてまして、学校を通じまして、児童一人一人に教材といえますか、こういう啓発情報誌をお配りして、先生を通じて啓発活動に生かしていきたいと考えているところでございます。

大前委員 配布以外に何か授業で活用していただくとか、何か子どもたちからフィードバックが、そこで考えるような内容にしていくとか。

藤田人権啓発・相談センター所長 はい。単に配るだけではなくて、なぜこういったものが必要かということとか、いじめの実態も含めて、先生のほうから子どもたちに、この教材を使ってそういった人権教育の一環として扱っていただくよう、今、教育委員会と協議しているところでございます。

大前委員 ありがとうございます。

川嶋委員 よろしいですか。

中井会長 はい、お願いいたします。

川嶋委員 資料の3ですけれども、めくったところの「平成28年度における相談実績について」というところで、個別の相談、これを見ていたら、イメージ的には本当はもっとあるのかなという気がするのです。特に大阪の場合は社会的な課題というのは、非常に、他都市に比べて多いと思うのですけれども、実際、相談センターに来ている件数、他都市と比べたらどのような状況なのか、他都市比較の状況でちょっとひとつ教えてほしいのと、もうひとつは次の(3)他機関との連携件数ですけれども、他機関って区役所であったり、弁護士会であったり、そういうところと連携するのはわかるんですけど、NPO団体がちょっと17件というのは少ないのかなという気がしますけれど、その辺の連携がとれているのかどうかというのがちょっと疑問に感じているので、それが2つ目。

あわせて、逆に他機関からこのセンターにいるんな形で連携を、向こうからこっちへ連携をという件数はどれくらいあるのかというので3つ、教えていただけますか。

藤田人権啓発・相談センター所長 今おっしゃった他都市との比較、今、手元に資料がございませんので、後ほどお答えしたいと思います。

それとNPO団体につきましては、委員がおっしゃっているように件数的と割合的に少ないのではということですけども、委託事業者から上がってきている数字ですので、実態としてこうなっているところでございます。

それと他機関からの案内というのは確かにございまして、そちらも今、数字がございませんので、調査してお答えできるものがあればお答えしたいと思います。

川嶋委員 1つ目の他都市の比較でいったときに、また詳細を教えてくださいたいです。感覚的に大阪市の場合は、相談件数は多いほうですか。本当は多いと思うのですけど、他都市より少なかったら、この相談センターが非常に機能しているのかどうかというところ、気になったので。

森人権啓発・相談センター副所長 他都市との比較ですけども、今回、ここに出させていただいているものにつきましては、相談センターに人権問題に対してあったものということとさせていただいてまして、ほかに直接、子どもとか高齢者等の相談件数は、こち

らには入ってきていない状況になっていまして、総体を比べると多いのかもわかりませんが、ちょっと比較というのは今できない状況になっています。

中井会長 よろしいでしょうか。それでは引き続き議事を進めさせていただきます。

議題1の(4)「多文化共生の取組みについて」、事務局からご説明をお願いいたします。

堀田多文化共生担当課長 多文化共生担当課長の堀田でございます。資料4-1それから4-2に沿ってご説明させていただきますが、ちょっと口頭で現在の外国人住民登録者数について、情報としてお伝えしておきます。

平成28年12月末現在となりますが、大阪市内には12万5,443人の登録者がおられます。1番多いのが韓国・朝鮮となりまして全体の55%程度占めておりますが、韓国・朝鮮の比率、人数とも年々減少の傾向にございます。2番目に多いのが中国、3番目に多いのがベトナムとなっております。特にベトナムにつきましては、この5年ほどで8倍ほど急増している状況でございます。

そのような中で、大阪市の外国籍住民をとり巻く状況といたしましては、日本語でのコミュニケーション能力が十分でない方も多く、行政情報などが十分に届いていないという課題ですとか、また外国籍の方と地域の方がつき合うきっかけは多くなく、地域の方の中には外国籍の人が増えると習慣や文化の違いからトラブルが起こるのではないかと、不安を感じておられる方もいらっしゃいます。こういった状況の中で、多文化共生施策を進めているわけでございます。この施策は市政の各般にわたります。各所属、区役所において具体的な取組みを進めているところでございます。本日は市民局での取組みを中心に説明させていただきますが、区、局の取組みと連携し進めております。

それでは資料4-1をご覧ください。縦に書いていますように4つの柱がございまして、「情報へのアクセスのしやすさの向上」、「多文化共生に関する理解の促進」、「日常的な交流と情報交換の場づくり」、そして「区等の支援方策の充実」、この4本柱で具体的な事業を進めているところでございます。

まず1点目の「情報へのアクセスのしやすさの向上」でございますが、「大阪市の多言語資料一覧」や「やさしい日本語を使ったお知らせを集めたページ」による情報提供、こちらを充実してやっているところでございます。今、多言語資料は大阪市全体で100以上、またやさしい日本語のホームページは、8つのジャンル、200近くのページがございまして、引き続き内容について充実を図ってまいります。そしてこのような情報も含め、さまざまな情報につきまして、次の箱にございますように、多文化共生に関する取組みや資料をフェイスブックやホームページにより情報発信することですとか、国際交流センターや関係機関と連携いたしまして、情報発信を充実してまいります。

次の「多文化共生の場づくり・人づくり推進事業の実施」の中にございますが、点の2つ目に「識字・日本語教室と外国籍住民のコミュニティのキーパーソンを通じた情報提供」と書いてございます。こういったところを通じまして、行政情報等も提供してまいります。

情報提供するばかりではなく、逆に外国籍住民アンケートを実施いたしまして、ニーズ把握をしてまいります。こちらは多言語で実施しており、今年も実施する予定でございます。このアンケートで明らかになっていることの1つに防災に関する情報の認知度が低い

ということがございます。そこで次に掲げていますとおり、防災につきましては区役所の防災担当と連携し、識字・日本語教室における防災学習会等を実施してまいります。

その下の点の「多文化共生サポーターの養成」でございますが、行政や地域と外国籍住民の情報や交流の橋渡しとなつていただくことを目的に人材の育成を図っております。この事業は昨年度から実施しておりまして、今年も新たに養成講座を開催するとともに、昨年度の修了者に対しましては、フォローアップ会議を開催し、サポーターの活動を支援してまいります。

次に移りまして、「日常的な交流と情報交換の場づくり」、あるいは「多文化共生に関する理解の促進」両方に係る取組みでございますが、「多文化共生地域協働サポート事業」を実施いたします。この事業は地域の外国籍住民が講師となり、文化の紹介などを通じて地域住民と交流し、地域との交流のきっかけとなることをめざしております。区役所と連携いたしまして、子育て支援の場などでの交流機会等をモデル的に提供してまいります。またモデル実施区以外につきましても、同様の取組みを展開できるよう支援してまいります。

次の四角にございます、「多様な視点での多文化共生に関する参加型セミナー・ワークショップの開催」につきましても、外国籍住民が講師になるものなどを考えております。

最後に 4 つ目の柱といたしまして、「区等の支援方策の充実」としております。今までご説明させていただきました情報提供の分野、あるいは交流の分野以外でも、さまざまな施策、事業分野において、区等の支援や連携を進めてまいります。1 つ目の「多文化共生にかかる有識者意見聴取」につきましては、日本語教育、就労、こどもの支援などをテーマにそれぞれ学識経験者を招へいし、ご意見を伺う予定でございます。この意見聴取は当該施策にかかわる所属、区役所も参加し、今後の事業展開の参考にしてまいります。

2 つ目は、局、区の連携を進めるために、庁内会議となる「多文化共生施策連絡会議」を開催し連絡調整を図るほか、大阪国際交流センター外国人コミュニティ連携事業委員会との連携企画を実施するなど、庁外の関係機関との連携も図ってまいります。

3 つ目は実務担当者研修としてトリオフォンの操作研修のほか、外国籍住民目線での住民サービスなどをテーマに、外国籍住民への対応のポイントなどを学ぶ研修を考えているところでございます。

4 つ目の職員向け情報提供により、各所属の多文化共生の取組みを支援してまいります。

以上、本年度につきましては、基本的に昨年度から継続した事業展開を図ってまいります。また、これ以外にも区役所等からあった多文化共生に係る事業についての相談への対応ですとか、個別の施策分野において担当間での日常的に情報交換、また意見交換を進め、総合的に多文化共生施策を推進してまいります。

参考までに「区における多文化共生に向けた取組み 最近の動向」をご紹介させていただきたいと思っております。

1 つ目は、教育の分野でございます。従来から教育委員会により日本語の支援が必要な児童、生徒を対象にセンター校や派遣による日本語学習支援をしておりますが、教科学習に必要な日本語力をつけるため、独自にサポーターを配置している区がございます。

次に防災でございますが、防災マップの多言語化等をやっている、または検討している

区が合計で今、6区ございます。

次に「やさしい日本語」での情報発信につきましては、多くの区で取り組んでいるところでございます。

次の「子ども・子育ての場での外国籍住民との様々な交流イベントが開催されている」というところでございますが、さまざまな外国籍住民、それぞれの国の出身者の方を講師にお招きしまして、こういった体験型のイベントを実施し、交流や多文化理解を深めるきっかけとなっているところでございます。

最後に、大阪市、区のホームページでございますが、機械翻訳、グーグル翻訳で全てのページが現在多言語化で表示できるようになっております。自動翻訳機能で英、中、ハンダ、それからグーグルの翻訳でその他 86 の言語が、翻訳ができるようになってございます。私からの説明は以上でございます。

中井会長 ありがとうございます。それではただいまの議題、「多文化共生の取組みについて」ということでしたけれども、ご意見、ご質問等出していただければと思います。

前田委員 いいですか。

中井会長 はい、お願いいたします。

前田委員 今、各区でやられているということですけども、どの区でやっているのかここに書いてないですが、わかるでしょうか。

堀田多文化共生担当課長 はい。細かいところがちょっと把握できていないところがございますが、それぞれの区はわかりますので情報提供をさせていただきます。

前田委員 よろしく申し上げます。

鈴木委員 よろしいですか。

中井会長 お願いいたします。

鈴木委員 鈴木と申します。私は大阪で多文化共生のNPOを随分やってきておりまして、特にこどもの日本語教育、言語保障について、質問というより少しコメントをさせていただきます。本来であれば、人権施策推進審議会の主題のテーマは人権行政推進計画の、主に啓発の部分のPDCAのチェックというのが主眼なのではないかなという理解をしていますが、今回、大阪市多文化共生の取組み自体をご紹介がありましたので、その取組みに関するコメントをさせていただきます。

先ほども担当課長からお話がありましたように、外国にルーツを持つ子どもたちは非常に増えております。2、3日前、文部科学省の調査報告がありまして、日本語指導が必要な子どもたちの数は過去最高で約4万人を超えたという報告がされました。昨年私も調べたのですが、大阪市の外国にルーツを持つ子どもたちで日本語指導が必要な子どもたちの数も、過去10年間で、小学校で3倍、中学校で1.3倍になっています。ここには外国籍それから日本国籍、無国籍の子たちも含まれます。昨年度、ちょうど国でも、多様な教育機会確保の法律が施行されまして、基礎教育の枠組み、公的な枠組みが動き出したのですが、まだ自治体としてはこれからという状況です。これは基礎教育ですので、必ずしも外国にルーツを持つ子どもたちだけではなくて、不登校であったり、それから学齢期に基礎学力を受けられなかった成人の方であったり、いろいろな方を対象にした法律でして、

この法律自体は、性別、それから国籍も問わないと定義しております。

こういった施策の追い風、それから実態として増えているという中で、非常に私もずっと現場にいながら、動きとしてはなかなか進まないと感じております。今年度、多文化共生の計画の中で日本語教育、講座を予定はされているのですが、もう少し、それは教育委員会であったり、学校教育であったり、社会教育などいろんなところと連携していかなければいけないのではないかと。人権というのを幅広く捉えた場合、学習権の保障、基礎学力の保障というのは、非常に重要な観点だと思っています。そういった意味でもこれはこどもの貧困対策にもつながってきますし、もう少し日本語指導という狭い文脈ではなくて、こどもたちの学習権をどう保障していくか。人権問題の文脈でどう保障していくかというところでしっかりと施策、サポートをしていただければといったところがコメント、要望になります。

中井会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

西田委員 いいですか。

中井会長 はい、お願いいたします。

西田委員 以前、この会議で大阪市内の外国人の状況について細かなデータをいただいたときに、全国の外国人の分布と、それが大阪市内に縮図のようにあるのだなという感想を持ったことを思い出したのですが、最初に紹介していただいたデータで、ベトナムからの方が急増しているということが大変印象的でした。どこに誰が集まってきて、そこにどんな困難が生じているのかという細かな把握と対策が不可欠だろうと改めて思ったのですが、そのあたりの外国人住民の状況について対応する市のセクションといたら、どこかあるのですかね。ここになっちゃうのですか。そうしたら、ここがリードして教育委員会がやっているのかとか、がちりやらなきゃいけないとこですね。でも、そうしたら逆に言うと、そういうセクションがここでいいのかという。とても弱い感じの印象を持ってしまうのですが。印象ですけれども。

例えばベトナムについては、どこにどんな人たちが、あるいはこどもはどうなのかというデータ、そのあたりの実態と状況、ニーズの把握がきちんとされているのか、ちょっと心配になるのですけれども、どうでしょうか。

堀田多文化共生担当課長 例えば、ベトナムでございますけれども、住民基本台帳、住民登録では区別で出てまいりますので、どこの区にベトナムが多いなという、そういった情報は出てまいります。が、在留資格でいいますと、区別でも出てまいりませんし、また市町村単位でも出てこず、大阪府ではあるのですけれども、ただ、トレンドとしては同じようなものですので、大阪に住んでおられるベトナム人がどういった目的で来られているのかというのは、ある程度推測はできるとしております。

それで申し上げますと、ベトナムの方が昨今増えておりますのは、留学と技能実習、その2つの在留資格で来られている方が増えていると見てとれます。

またEPA（経済連携協定）の加盟国にもなっておりますので、そこでも来られています。特に集まって住んでおられるところで、特徴的に見えてきているかなと思われるのが、生野区で、多く住んでおられます。考えられるに、東大阪と隣接しておりますし、工場も

多い。あるいはまた、日本語学校も割と都会に近いところに多くございますので、浪速区などもベトナムの方、多く住んでおられます。日本語学校に通いやすいところ、あるいは学校や技能実習であっせんされる場所がそういったことになるのではないかとといった推測はしているところでございます。参考までに。

中井会長 では、多文化共生の取組みについて、以上でよろしいでしょうか。

では引き続き、議事を進めさせていただきます。議題1の(5)「LGBTなどの性的少数者にかかる取組みについて」、事務局からご説明をお願いいたします。

姫野人権企画課長代理 人権企画課長代理姫野でございます。

資料5をご覧ください。前回の第34回審議会におきまして、昨年度の取組み実績をご報告させていただきましたが、まだまだ市全体としての取組みになっていないことから、今年度、平成29年度につきましては、全市的な取組みを展開するということに重きを置いているところでございます。4月に本部長であります市長名で各所属に対しまして、取組みの推進を要請いたしました。各所属におきます取組み予定や状況を集約しながら、さらなる取組みの推進に向け、働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に2点目、情報発信でございます。お手元に参考資料1、LGBT支援サイトの資料があると思います。これは大阪市LGBT支援サイトということで、この4月に開設したホームページを抜粋したものでございます。また今後、各所属との取組みともリンクしながら、積極的な情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

資料5に戻っていただきまして、3点目の「LGBT等の理解促進に向けた取組みを進める」でございます。大きくは職員とあとは市民啓発という2点でございます。

まず、「職員の理解促進に向けた研修等の実施」ということで、昨年度の職員アンケートの結果を下の表に取りまとめでございます。管理職層が左側、右側が係長以下の職員となっております。四角囲いの認知度の向上ということで、今年度に取り組みをいたしまして、平成30年度にはこの目標でという数値の設定をさせていただいているところでございます。認知度の向上で申し上げますと、「全部知っている」が、平成28年度は22.7%ですが、管理職層と係長以下の職員を所属ごとに集計しまして、50所属の平均値が22.7%、「知らない」が18.9%でございます。たまたま、「全部知っていた」の係長以下の数字、「知らなかった」の係長以下の数字と一緒に申し上げますと、全所属の平均値であるのご理解賜りたいと思います。ということで、目標を持ちながら取組み進めてまいります。

次のページ、市民に対する広報・啓発の推進でございます。先ほど辻川委員からありましたように、見える化という観点で区民まつりや人権週間、また区広報紙、ホームページなどを活用した広報・啓発の取組みを全区で展開をする。平成28年度実績は15区実施と、全区展開されなかったわけですが、今後24区で実施を進めてまいります。

市民局においては、次の取組みということで、本日「KOKOROねっと」もありますけれども、そちらでLGBTに関する掲載であるとか、あと参考資料2で、港区役所の取組みにつきまして添付させていただいておりますけれども、「KOKOROねっと」の6月号でも港区の取組みをご紹介させていただいております。あと、啓発リーフレットということで、秋ごろ、作成・配布を進めていきたいと思っております。

またあわせまして、人権啓発推進員であるとか、企業への人権啓発に対する研修も行っていきたいと考えております。

4 点目が「当事者に配慮した取組み」でございます。まず、当事者の相談・支援ということで人権啓発・相談センターで、また淀川区におきましてはLGBTに特化した電話相談を行っております。あわせて各区の人権相談窓口で対応を行っております。

次に、「行政窓口での職員の適切な対応」ということで、本年 3 月に「行政窓口での対応手引き」を作成いたしまして、これを周知、活用を全所属で行うということの要請をしているところでございます。また、各所属所管の施設の指定管理者、さらには委託事業者に対しても適切な対応を図るよう要請してまいりたいと思っております。

また、これも昨年度から取り組んでおりますけども、「性別記載の見直し」であるとか、「LGBT当事者が各施策分野で直面している課題への対応」これについても全所属で調査、実態を把握しまして、見直し対象として働きかけてまいりたいと思っております。

直面している課題につきましては、想定している主な課題ということで、同性パートナーの利用を想定いたしまして、アでいいますと、制度上、配偶者や親族、世帯員として認められない、利用できないものとして、例えば公営住宅の入居などを考えています。イは制度上、適応対象となりますけども、現時点では利用を想定していない、例えばドメスティック・バイオレンス被害者の一時保護などを想定しております。次に「戸籍の性とは異なる外見の方、いわゆるトランスジェンダーの利用を想定して」ということで、ウは利用にあたって男女別の確認を行っているものということで、例えば介護認定などの福祉サービスを想定しております。エは、男女別にしたサービスや設備ということで、施設の宿泊、あとシャワー、更衣室ということを想定しております。

こうしたことを、いろいろ法令等との関係もあるとは思いますが、今後の課題対応の方向ということで検討し、見直しにつなげていきたいと考えております。

最後のトイレの案内表示につきましても、調査の上、表示を行うよう対応を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

中井会長 ありがとうございます。それではただ今ご説明いただきました「LGBTなどの性的少数者にかかる取組みについて」、どうぞご意見、ご質問お出しください。

高山委員 よろしいですか。

中井会長 お願いいたします。

高山委員 高山でございます。よろしくお願いいたします。

今の資料5の3でございますが、平成30年度の目標というのがございます。この中で、私の理解としましては、適切に対応ができるという前提としては、「全部知っている」と、こういう上の段ですね。言葉をちゃんと知って、理解しているというのが先ではないかというふうに思っております。「全部知っている」が40%で、その中で、ちゃんと対応ができるということが80%というのは、若干何か違和感を感じる。むしろ逆に、「全部知っている」人の中で、「できる」「ほぼできる」というのが本来のあるべき姿ではないかとも感じるのですけども、いかがでしょうか。

姫野人権企画課長代理 委員のおっしゃるとおり、認知度の向上がまず何よりも先と考

えております。ただ、目標値の設定につきましては、これまで他所属でやってきたことの数字も参考にしながら設定させていただいているところがございます。委員のご指摘も踏まえまして、窓口対応マニュアルであるとか、そういったことも活用して、十分対応できるということ、また、認知が先ということも踏まえ、対応してまいりたいと思います。

川嶋委員 いいですか。

中井会長 はい、どうぞ。

川嶋委員 L G B T等の性的少数者という問題については、今、大阪市は非常にいろいろなセクションでとか、また区役所で積極的に取り組んでいて、市民もL G B Tという言葉が非常に理解してきているのかな、数字はこうですけども、個人的には結構理解しているのかなという気はしているのです。

その中でちょっと気になっているところがありまして、先般、社会福祉審議会かどこかで、里親の件でこどもの里親という中で、一時的ではあるのですけれども男性のカップルがということがあったのですけれども、その部分でちょっと大阪市が非常に発信し過ぎているのかどうなのかわからないのですけど、マスコミにもとり上げられたという状況の中で、若干混乱したという事例があるのですね。社会福祉審議会だったかな、そこで里親さんを決めるのは、その分科会で決めるということで、メンバーの中の一部が分科会のメンバーで、そこで審査しているのですけど、社会福祉審議会全員が知っているわけではない中、非常に賛否両論ある中で、いろいろな委員さんのところに連絡があったという状況があったのです。その辺の考え方、要はL G B Tなどの性的少数者を、当然、支援する取り組みをするので、そのときにそのこどもがそうだったらよかったです、その辺もちょっとわかってないのですけれども、やっぱりその辺が非常にマスコミにとり上げられてしまって、センセーショナルに報じられてしまったという中で、担当部局として、その辺はどのように交通整理をされているのか気になったので、お伺いしたいと思います。

平澤ダイバーシティ推進室長 里親の件につきましては、私どものほう直接的に何かこども青少年局と連携をとり、何らかの方針を決めてといった事は現実としてはございません。今後L G B Tにつきまして啓発を進めてまいりますけれども、それにつきまして先ほど委員ご指摘のとおり、いろいろなご意見があるということをお聞きしておりますので、そういったご意見を踏まえまして、適切な啓発に努めてまいりたいと考えております。

川嶋委員 その適切な啓発という意味ではいいのですけども、実際いろいろな動きが、直接担当していない里親のところであったので、その辺は交通整理ができてなかったということだったらそれでいいのですけれども、今後、そういうことが起きたときの対応をどうしていくのかということも含めて考えておかないと。非常にセンセーショナルにまたマスコミがとり上げたり、あのとき市長も記者会見で聞かれてぱっと答えちゃっている部分もあるので、非常に大阪市は、各区役所がぱっといく中で、市長も言っちゃった中で、ちょっと混乱を生じたなっていう気がするのです、その辺が逆効果にならないように、人権という面で影響が出ないようにきちっとコントロールというか、啓発も含め担当しているので、そこも含めて取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

平澤ダイバーシティ推進室長 ご意見を踏まえまして、努めてまいりたいと思います。

よろしくお願いいたします。

中井会長 他いかがでしょうか。それでは議事を進めさせていただきます。

議題2「「人権問題に関する市民意識調査」分析から見えてきた課題について」ということで、これも事務局よりご説明をお願いいたします。

森人権企画課長 人権企画課長森でございます。よろしくお願いいたします。

それでは資料6-1「「人権問題に関する市民意識調査」結果を受けた課題整理」、この資料に沿いましてご説明を差し上げたいと考えております。

大阪市におきましては、人権施策の効果的な推進に向け、平成27年度に「人権問題に関する市民意識調査」を実施しました。単純集計の概要は、資料6-2の3ページ以降にございますので適宜ご参照いただければと思います。昨年既に公表済みでございます。全体でいきますと百数十ページございますが、これは抜粋をつけさせていただいております。その後、学識者の先生方のご協力を得まして、詳細分析を行っていただきました。お一人は神戸学院大学の神原文子先生、もうお一人方は本日委員としてご出席いただいております大阪府立大学の西田先生でございます。

お二人の先生の詳細分析報告書につきましては資料6-2をご覧ください。神原先生の報告書につきましては、資料の11ページから37ページまででございます。神原先生の報告は平成22年度調査と平成27年度調査におきまして、人権意識や差別意識を測定する尺度を構成されまして、人権意識や差別意識に変化が見られるかどうかを検討され、変化が見られる場合にはその要因について検討をしていく、こういった内容となっております。

知見として主な内容といたしまして、同和問題に関しましては結婚に当たっての市民の差別意識については平成22年度と平成27年度で差は見られない。あるいは、平成22年度よりも平成27年度のほうが同和問題に関する差別意識や偏見は現在も残っているという認識が高く、薄まりつつあるという比率が低くなっているなどのご指摘をいただいているところでございます。

また、西田先生の報告書につきましては、同じく資料6-2の39ページから58ページまでとなっております。個別の設問に対する回答に注目いただきまして、必要に応じて他の項目との関連や過去の調査の同一設問との比較などの検討も加えていただき、自由記述欄の内容についても分析に織り込むことで市民の人権意識にかかわる特徴を明らかにしていただくといった内容となっております。

主な知見といたしまして、個別の人権課題に関する意識状況では子ども、高齢者、障がい者など、身近な人が当事者であったり、自分がそうなる可能性の高い人権課題に高い関心が向けられている。同和問題に関する意識状況、課題について差別、偏見が残っている理由として、偏見や差別意識が人々の間で、またインターネットなどを通じて伝えられていることに加え、不当な利益を要求している、あるいは行政から優遇されていると思うといった、差別を受ける当事者の側や行政の姿勢に原因や理由を求めているといった考え方が、理由として示されている主なものであるなどのご分析をいただいております。

このような両先生の報告書を拝読しながら、本市といたしましても結果の分析を進めてきましたところ、資料6-1に戻っていただきまして、そこに記載しているような主な課

題が見えてきたと考えております。本日は資料 6 - 1 につきまして、委員の皆様のご意見を頂戴してまいりたいと考えております。資料 6 - 1 にお戻りいただきまして、最初のページでございます から まで順次、提示をしております。

資料の、「さまざまな人権問題に対する市民の関心度について」でございます。これは、今回の調査の中では、問 2 で問うた設問に関するところでございます。先ほどの西田先生の分析の中でもご紹介しましたとおり、「こども、高齢者、障がい者など、身近な人が当事者であったり、自分が関わる可能性のある問題への関心が高く、そうでないものは低い。」ということでございます。以下、そのパーセンテージ等、資料をお示ししております。

また、ほかの設問の回答からは「人権問題について過去に学習した分野について、とくに印象に残っているものはない、学習したことがない」といった回答が一定多いという特徴も浮かんでおります。したがって、私どもといたしましては、一番下の枠囲いのところにありますように、さまざまな人権問題について、自分とは無関係ということではなく、広く関心を持ってもらい、差別や偏見の解消に向け理解を深め、人権感覚を高めてもらうような啓発、あるいは学習機会の提供を行うことが必要であると考えております。

2 つ目としまして、「差別に対する基本的な認識について」でございます。これにつきましては、西田先生の報告書の中でも触れていただいておりますが、90%近くの人が差別意識を持つことや差別行為は許されないものであるとの基本的な認識をお持ちいただいております。一方で、差別されている人の側に差別の原因があり、差別されない努力を求めるといった、差別されている人の自己責任を問うような考えを持つ人の割合、これにつきましては前回調査と比べて減ってはきておりますが、依然高い割合となっているということでございます。したがって、枠囲いの中でございます、「差別は許されないと考える人は大多数を占め、差別は差別されている人の側の問題ではないという考え方も徐々に浸透しつつある。しかしながら、差別されている人の自己責任を問う人の割合は依然高く、引き続き教育・啓発を進めることが必要である。」とまとめさせていただいております。

3 点目、「同和問題に関する差別意識や偏見について」でございます。結婚相手を考える際、住宅選択の際の忌避意識などは依然としてやはり残っているということでございます。また差別意識の現状として、現在も残っていると答える人が依然として多いということでございます。このあたりにつきましては、神原先生の報告書でも、西田先生の報告書でも触れていただいているところでございます。

次のページにまいりまして、差別意識がなくなる理由として、昔からの偏見や差別意識が引き継がれている、インターネット上での誹謗や中傷など、差別意識を助長する人がいると考える人の割合が前回調査より高くなっており、また、下に示すアンケート結果の抜粋にもございますように、今でも行政から優遇されていると思うといった誤った認識も根強く存在しているということでございます。このあたり西田先生の報告書の中でも詳しく触れていただいていると思います。したがって、その後の枠囲いのところにございますように、「忌避意識というものが依然として残っており、また、差別意識や偏見がなくなる理由として、昔からの偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いことなどが挙げられている点も踏まえまして、同和問題に関する現状を市民に正しく理解し

てもらうことが必要である。」とまとめさせていただいております。

4 点目、「多文化共生の意識について」でございます。これは平成 27 年の調査で初めてとり上げた設問でございます。大阪市においても外国籍住民が増えてきております。これは先ほど堀田からのご説明にもあったとおりでございます。外国籍住民の増加について、習慣や文化の違いから、トラブルの発生や治安の悪化等について懸念する割合と、外国籍住民との交流の機会や外国の言語・文化・習慣を知る機会が増えるといったメリットを挙げる割合がほぼ同数となっております。このように相反する認識が拮抗しているものの、日本人と外国籍住民が互いに理解を深め、共生するという考えについては 80%以上の方がよいことであると思っているということでございます。このあたり西田先生の報告書の中でも触れていただいているところでございます。次のページ、まとめといたしましては、「多文化共生を進めていく上で、外国籍住民に対して、日本の習慣、文化、制度等について情報を提供するとともに、地域社会においては、外国籍住民との交流等を通じまして、相互理解を促進することが必要である。」とまとめをさせていただいております。

番、最後でございます。若い世代、10 歳代、今回の調査は 18 歳以上でございます、20 歳代の人権意識についてです。こちらは西田先生の報告書の中でも若い世代の意識というご指摘もいただいているところでございますが、そこを見てまいりますと、若い世代の差別に対する基本的認識でございますが、他の世代よりも差別されている人の自己責任を問う考えを持つ割合は低く、また、差別されている人の話を聴く必要があると考えている割合が高くなっているなど、差別されている人の立場を考える傾向がみられます。

一方で同和問題に関しては、差別意識の現状について、他の世代と比べ現在も残っている、あるいはわからないと答える割合が高くなっています。同和問題を知ったきっかけについては、学校の授業や身近な人の話で知ったと答える割合が高く、同和問題について知らないと答える割合も多くなっております。また、学習経験としましては、小・中学校で、学習したと答える割合や、理解が深まったと答える割合が他の世代よりも高い。また、学習したと答えた人の中では、理解が深まったと答える割合が、理解が深まらなかったと答える割合よりも高いと出ております。しかし一方、学習したことがない、覚えていないという回答も小学校での学習経験を中心に高い割合となっております。

したがって、次のページでございます。まとめといたしましては「若い世代の人権意識は、他の世代よりも、差別されている人の立場を考える傾向がみられる。同和問題の理解に関しては、小・中学校での学習経験が役割を果たしている一方、理解が深まらなかった、学習したことがない・覚えていないという回答割合も一定あったことから、同和問題をはじめとするさまざまな人権課題について、若い世代に対する効果的な教育・啓発の実施が必要である。」とまとめさせていただいております。

現在のところ、私どもとしましては、こういった課題整理をいたしているところでございますが、この審議会委員の皆様のご意見をお伺いしまして、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

中井会長 ありがとうございます。「人権問題に関する市民意識調査」分析から見えてきた課題について、5つのポイントに絞ってまとめていただきました。

皆さんからご意見、ご質問出していきたいと思えます。分析をしてくださった西田先生、多分、おっしゃりたいことあるのではないのでしょうか。お願いいたします。

西田委員 今日、いろいろご批判をいただくのではないかと、ちょっと覚悟してまいったのですけれど。ちょっと大部の文書、私が書かせていただいたものも結構長くなっている、お読みになった上で何かコメントをというのもちょっと難しかったかもしれませんが、お時間いただけるなら、簡単に私がどんなことをここに書かせていただいたかを紹介させていただければと思えます。

私は非常に素朴な分析をしました。もう単純に、やっぱり年齢別が重要なと思えました。それから過去大阪市が行ってきた調査との比較で、こんな変化の動向があるということ。それから、自由記述に記された生の声にも言及をしております。

1つ、前回のこの会議で人権が守られているという数値が出るけれども、しかし、虐待の問題でも、子どもの貧困の問題でも、相当現実には厳しいのと、それから人権意識の指標でこうだああだという議論がどうもずれている、乖離しているのではないかと、ここでもちょっと意見として出させていただいたように記憶しているのです。この調査でも人権についての意識を問う中で、非常に高い意識というか、それから大阪市は人権が守られているという傾向が出てくるのです。でも、実際にどうなのか。子どもがいきいき暮らしているかという、大阪の児童虐待や貧困の問題というのは、かなり厳しい状況です。それから女性については、人権についての関心度がほかにならべて低く出ているというところも印象に残っています。

というわけで多くの人たちが、特に大阪市については、はっきりそういう傾向があると思えますけれども、生きづらさや困難さ、問題状況を抱えているということを入権の問題としてうまくリンクさせて、調査で実態を明らかにするというのが大事な仕掛けなのではないかと思えました。いろんな数値が、実は低く出してしまうことが自然な姿なのではないかと、言い過ぎかもしれませんが、まずそのように思いました。

それから同和問題については、今紹介もありましたけれども、特に若い世代で知らないという意識が多くなっています。それから、差別は無くせないという悲観的な意識も、若い世代で逆に増えているというのがものすごく気になった傾向でした。

もう1つ、教えられていないというところ。ただ大阪市の今回の調査では、あまり学校でどんなふうに伝えられているのかを詳しく聞いていませんので、私がかかわった豊中市のデータもちょっとこの中で紹介しております。同和教育、人権教育という名前に変わりましたが、その時間数が大幅に減っているわけですね。そしてもう1つは、これはよい傾向だと思えますけれども、同和問題以外のさまざまな人権課題もそこで教えている。だからさまざまな人権課題に出会う機会にはなっているけれども、それぞれの例えば同和問題について、きちんと認識する機会が学校側もそういう場にならな、とても弱くなっているところがあります。

それから各市の調査で、繰り返し同和地区についての否定的、差別的なメッセージを日常の暮らしの中で見聞きするという、それは変わらな。というわけで、知らなまま、教えらなままに、否定的なメッセージが伝えらなまうのではないかと

あたりが新しい課題として見えてきたと思います。

もっと広く見えてきたことは、やはりヘイトスピーチとして極端にあらわれているけれども、その意識のありよう。例えば生活保護や外国人や同和地区の人、母子家庭の人たちは優遇されている、自分たちはものすごく税金を払い、必死で働いても困難な状況が続いている、自分たちの生きづらさがそうした弱者に向けての見下しの攻撃とか、日本的に言えば利権批判という形であらわれているのではないかというのが改めて見えてきた。ご紹介いただきましたが、同和問題については、以前の同和对策事業の時代と同じような優遇策が続いているから差別はなくなれないという、まさに間違った知識がまだまだ強く持たれているというところも見えてきたんですね。

というわけで、行政の責務としては、そうした差別意識、偏見意識、同和問題に限らずですけれども、ゆがんだ形で持たれているところをどうやって解消していくかという。だからヘイトスピーチに対するアンチメッセージというか、正しい認識、また自分たちのしんどい暮らしについてもどう考えたらいいのかなというところまで踏み込んだ、何かメッセージが必要なんじゃないかと論文の中では書かせていただきました。

それから職業別の意識分析もしてまして、公務員、教員は押しなべて意識は高かったです。関心は高い、人権意識も高いという傾向が出ていましたが、公務員が人権問題についてどんな立場にあるか、まさに住民の人権を守るべき責務を与えられている、担う主体だということを考えれば、もっともこの数値は、今も良好な傾向はあらわれているけれども、公務員あるいは教員という立場を考えれば、もっと違う数値が出てくるべきではなかったかというあたりを課題として最後に書かせていただきました。以上です。

中井会長 ありがとうございます。皆さんからどうぞ。

西田委員 なければ、もう少し。

中井会長 はい、どうぞ。

西田委員 堺市の市民人権意識調査にかかわりまして、そのときに特に女性を想定して、性によって理不尽な、つらい思いをしたことはありますかという非常に踏み込んだ設問をしまして、自由記述で答えていただくと、本当にいるんなところで、悔しい思い、つらい思い、退職を強いられたり、あるいは日常的に今でも職場でお茶くみを当然のようにさせられている。あるいは兄弟関係の中で、女の子が随分不利だったという。それから夫婦関係の中での話も本当に切実な経験が記述されました。でも、女性についての人権の意識状況というのは、今回の大阪市の聞き方ではなかなかつかめないのですね。というわけで、生きづらさや理不尽な経験という実態をきちんと明らかにするような仕掛けが必要で、またその実態を踏まえて何が人権施策として必要かというあたりが。だから人権意識についての今までの調査の枠組みを再検討する必要もあるのではないかと考えた次第です。

中井会長 ありがとうございます。経年変化を見るという意味では、大きな枠組みを変更してしまうというのは問題があるのかもしれませんが、今、西田先生がご経験からご指摘いただいたような観点から、少しより踏み込んだ答えが引き出せるような設問の立て方というのにも必要になってくるのかもしれないですね。ありがとうございます。大変詳細な分析をしていただいておりますので、ぜひ皆さんお持ち帰りいただいて、じっくり読ん

でいただいて、またご意見等出していただければと思います。

この場では特にもうほかにございませんでしょうか。ありがとうございます。それでは、市民意識調査分析から見えてきた課題についてという議題、終わらせていただきます。

次、報告事項に入らせていただきます。まず「第6回大阪市同和問題に関する有識者会議について」ご報告をお願いいたします。

吉岡共生社会づくり支援担当課長 共生社会づくり支援担当課長の吉岡でございます。よろしくお願いいたします。

「第6回大阪市同和問題に関する有識者会議について」ご報告をさせていただきます。資料7をご覧くださいませようお願い申し上げます。有識者会議は、同和問題における現代的な課題の解決に向け、幅広い方々からご意見をいただくことを目的に設置しております。委員方々のご氏名等は、裏面に掲載しておりますので、ご参照してください。

それでは、平成29年3月29日に開催しました第6回有識者会議について資料に沿って説明させていただきます。

1番目としまして、大阪市における人権相談事業について、人権啓発・相談センターから相談体制、相談事例を含めた説明を行い、委員の方々から問題解決に結びついた割合のデータや、どこまでの対応が可能なかの説明が必要ではないかとご意見をいただき、その場をお借りしましてご説明をさせていただきました。

2番目といたしまして、「人権問題に関する市民意識調査」について、実施内容や調査結果の概要及び、今後の予定についての説明をさせていただきました。結果につきましては、森から説明があった内容でございます。この件では、委員方々から少し取り組みへのスピードが感じられない。調査に接した市民の感じ方に差が出ないように、行政間で統一した形のもの、とご意見をいただきました。今回、大阪府と大阪市の意識調査の内容が少し変わっている点、委員の方々からご意見をいただいたということでございます。

3番目といたしまして、「国勢調査を活用した実態把握」についてでございます。進捗状況や今後の予定についてご説明をさせていただきました。委員の方々からは、対象地域の分析とともに、市全域の平均値から外れている地域を分析し、対象地域との関係等を見ることもあわせて行うことと理解する、というご意見をいただいております。

4番目といたしまして、「部落差別の解消の推進に関する法律」について、法律の概要と今後の大阪市の方針についてご説明をさせていただきました。委員の先生方からは法律の周知が必要である、重要であること。また法律の趣旨、附帯決議を厳格に守るようにご意見をいただきました。有識者会議については以上でございます。

中井会長 ありがとうございます。何かさらに聞いておきたいこと等ございますでしょうか。ご質問ありますでしょうか。はい、どうぞ。

前田委員 附帯決議ってどんなものですか。

吉岡共生社会づくり支援担当課長 お読みさせてもらってよろしいでしょうか。この法律が国会を通るときに、参議院と衆議院の法務委員会から附帯決議を2ついただいております。衆議院からは、「政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の

目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。」という附帯決議をいただいております。

参議院の法務委員会における附帯決議は、「国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。」となっております。

前田委員 それでは法律を拡大解釈して、いろんなやり方が出てきた場合には、本市として毅然と対処していただけるようになっていくんですけども、この拡大解釈という意味がよくわかりません。今、おっしゃった附帯決議に対しての法の解釈になるんですか。附帯決議というのは補足的に言うと、法的にそういう決められたことをきっちり守らないといけないというのが、附帯決議についているものなのですか。

吉岡共生社会づくり支援担当課長 そうです。附帯決議は、衆議院、参議院から、この法を実施するに当たって、我々はこういった意見を言うので、ここに注意してくださいということです。それと委員の方から言われている意見につきましては、この法律の中では、国及び地方公共団体の責務がきちっと載っております。部落差別の解消に関する施策に対しまして、相談体制の充実。それと教育及び啓発。それと国が部落差別の解消に関する施策の実施に資するため部落差別の実態に係る調査を行う、それに地方公共団体は協力をする。この3つをきちっとやってくださいと。それ以外のものについて、この解釈をすることのないようにという意見をいただきました。

前田委員 ありがとうございます。

中井会長 ほかにいかがでしょうか。ありがとうございます。

もう一点引き続きまして、「ヘイトスピーチへの対処にかかるこの間の経過について」ということで事務局よりご報告をお願いいたします。

森人権企画課長 「ヘイトスピーチへの対処にかかるこの間の経過について」ということで、資料8-1、それから8-2に基づきまして、報告をさせていただきます。

先般、2月の第34回の本審議会では条例制定までの経緯、それから施行、あと出てきた申出について審査会で審議をしておりますというところまでご説明をさせていただいたかと考えております。その後、いろいろと結果ですとか、そういったことが出てまいっておりますので、本日はその説明をさせていただきたいと考えております。

平成28年7月のヘイトスピーチへの対処に関する条例全面施行以降、ヘイトスピーチ

審査会に諮問をして取り扱っている案件の合計が27件でございます。その全てについて、ヘイトスピーチ審査会でヘイトスピーチ該当性についての審議を行っている、もしくは行ってきたということでございます。うち4件につきまして、ヘイトスピーチとしての認定をしております。下に審査に関するフロー、流れ図をつけておりますので、そちらもご覧いただけたらと思いますけれど、ヘイトスピーチ審査会における審査の流れを、大きく申しますと2段階となっております。案件が諮問ということが入ってまいりましたら、まずヘイトスピーチ審査会ではその案件がヘイトスピーチに該当するかどうか等につきまして主に審査を行います。そしてヘイトスピーチに該当するという結論を、答申を出された場合につきましては、それに引き続いて第2諮問と書いておりますけれども、それに対する拡散防止の措置ですとか、あるいは大阪市としての認識等の公表がどのようにあるべきかといった措置及び公表の内容についての審議をするという審査の方法になっております。

第1諮問と書いております、該当性のところで仮に該当しないという結論になったものにつきましては、その案件はそこで終了するということになっております。

「うち、4件をヘイトスピーチとして認定」と書いてございますのは、この第1答申のところでヘイトスピーチとして答申をいただきまして、大阪市としてもその審査結果を踏まえて、認定をしたというのは4件あるということでございます。

そのうちの3件につきましては、投稿者により自主的に削除されたものを除いて、緊急の拡散防止措置を実施しております。これは平成29年4月に削除要請を実施しました。その削除要請に応じて削除がされております。そして6月1日に大阪市の認識等の公表をいたしました。

公表内容としましては、資料8-2に、実際の公表内容をおつけいたしております。3件、案件番号で言いますと、平28-2、平28-4、平28-5と標題の右肩のところに書いておりますけれども、その3件につきまして、それぞれ表現内容の概要、どのようなものが該当したのか、あるいはその中でどのような表現がされていたのか、それから拡散防止措置としてどのようなことを行ったのか。ちょっと先ほどの説明とかぶりますけれども、ネット上の動画でありましたので、それを削除してくださいという要請を行ったということがございます。ただ自主的に削除されていたものにつきましては、もうそれについて特段の措置はとっておらないという中身になっております。

それから投稿者名でございます。こちらは条例におきましては、本来、表現活動を行った者、ヘイトスピーチを行った者の氏名または名称、これは個人の場合ですと氏名、団体の場合ですと団体等に関する名称でございますが、本件につきましてはこれが判明していないということです。一方で、ネット上ということございまして、投稿者名、ハンドルネームと言われたりしていますが、そういった名前は表示をされているのでわかったということございまして、それぞれの案件につきまして実名がわかりませんが、それに準ずるものとして投稿者名の公表を行ったということでございます。

また、今、申しましたのが4件中3件でございますが、あと1件、新たに認定したものについて緊急の拡散防止措置、インターネット上の動画の削除要請を行っておりまして、この1件につきましても、既に削除をされております。ユーザーによって削除されたとい

う表示になっておりますけれども、削除をされております。これにつきましては、先ほど申し上げましたように第2 諮問がございますので、今後、審査会で具体的な中身はどんなものであったのか等につきまして、どのように公表するのがいいのか調査審議をいただく予定としております。

ほかに1件、申出人からの取下げをきっかけといたしまして、終了したものがございませぬ。これにつきましては、動画が載っているという申出の内容であったのですが、大阪市として申出を受け確認を行ったところ、その動画が見ることができなかったということでございまして、その後のやりとりにより、申出人から取り下げることがございまして、私どもといたしましても、動画が見られない以上、判断のしようがないということで終了したというのが1件ございます。

残る22件につきましては、今、引き続き第1 諮問というところでヘイトスピーチ審査会で、ヘイトスピーチ該当性等について審議をいただいているところでございます。

また、資料にはございませんけれども、別途、今こちらで申し上げましたインターネット上の投稿サイトへの投稿ということで氏名が判明しませんでしたというご説明を差し上げましたけれども、こういったものについて、投稿がアカウント名やハンドルネームなどで行われるために、ヘイトスピーチに該当する表現活動を行った者の氏名など明らかにできないケースがございます。そこで、氏名に関する情報をインターネット投稿サイトの運営者から取得するために、本市としてとり得る方策について、何かないかということで、個別の27件の申出などに基づく案件とは別に、大阪市ヘイトスピーチ審査会に別途諮問を行っておりまして、現在、審議をいただいているところでございます。いろいろと法律上の観点から検討すべき事項が多々ございますので、そういったものを進めていただいているということでございます。以上、ご報告いたします。ありがとうございます。

中井会長 ありがとうございます。今、ご報告いただきました「ヘイトスピーチへの対処にかかるこの間の経過について」ということですが、何かご質問等ございますでしょうか。

川嶋委員 いいですか。

中井会長 はい、どうぞ。

川嶋委員 まだ、現在22件ということですが、既に措置されたり、公表されたのは全部インターネットの動画の関係ばかりですけど、22件の中身を見たときにはインターネットの動画以外の、具体的にこういうことを例えばどこどこで言われたということで、恐らくそういうのもあると思うんですが、どれぐらいの割合ですか。

森人権企画課長 確かにおっしゃるように、この案件につきましてはネット上の動画でございませぬけれども、もともとこの条例を立てましたときには、ネット上の問題ばかりが出てくると想定していたわけではございません。具体的に市内で行われている表現活動、デモ、あるいは街宣といったもの、どちらかというところを中心に想定しておったのでございませぬけれども、そういったものについての申出なども出てきております。割合としまして、今出ている申出の数でいいますと、ネット上のもののほうが若干多いかなという気がいたします。今手元に正確な資料ございませんけれど、そういったものが多いかなと思っておりますけれども、現実に行われたデモ、街宣についての申出も受けております。

川嶋委員 デモとか街宣というのがそもそも想定していた中であつたと思うんですけど、それが思いのほか少ないという中で、そのデモとか街宣でやられている分に関して、もともとの条例をつくったときに、条例の案のときには、訴訟の費用云々って話もあつたけれども、それが最終的に今の条例にないですけれども、現実的に訴えた方が訴訟を起こしているものはあるんですか。

森人権企画課長 現実的に訴えた方が訴訟を起こしているかどうかということについて、申出の際ですとかに、特段そこについて聞くことがございませんので、今ちょっとどのようにされているかについて、把握はできておりません。

川嶋委員 そのときにヘイトスピーチの要件というのをどういうふうに固めていくかというのが、やっぱり訴訟を積み重ねていく中で、訴訟で勝つ中で、具体的にこういう場合はヘイトスピーチに当たるという事例を集めていこうと、そういうのがもともと考えにありましたけど、そういう視点では今もう全然、このものは見てないという。要は、お金は出さないけれども、やっぱり訴訟でということを考えないと、ヘイトスピーチの要件というものを、適用する要件というのが明確にできないと思うんですけど、その辺の、そういう見方は今はしてないということでもいいですか。

森人権企画課長 私どもの今の条例の機能といたしましては、認識等の公表というところまでということで、市会に原案を提案した上で、また修正という経緯も経まして成立いたしておりますので、機能としてはそういったことだと考えております。

ただ、私どもがヘイトスピーチとして認定をしたものを捉えて、訴訟を起こそうと思われる方が、それを大阪市の認定ということ、認定の中でそういった理由ですとか、これはもちろん条例に基づいている要件に該当するということが理由になるのですけれども、そういったものを活用して訴え出られた場合、それに基づいて裁判所あるいは社会に知見がたまっていくという効果はあると考えております。これに対して、訴訟上の何らかの金銭等の支援を行うのかということにつきましては、削除されたこととさせていただきますので、そこについて我々は、今、絡んでいくことはしておらないこととなります。

川嶋委員 インターネットでなくて、デモとかさっき言った街宣活動でいくと、そして今もし、まだ出てないけれども認定した場合には逆に相手から訴訟を大阪府が起こされて、その中でそういう適用の要件とかそういうの、裁判的な事例として積み上げていくという方針やって理解したらいいのですね。

森人権企画課長 今、大阪府が訴えられるという。

川嶋委員 いや、だからまだ、今のじゃなくて、今現在審議中のやつで、デモとか、先ほど言った街宣活動というものが、もし認定をされた場合には、恐らく先方は訴えてくる可能性があるでしょう。

森人権企画課長 先方というのは、表現活動を行っていた方ですね。

川嶋委員 そう。訴えられたときの裁判の事例を、積み重ねていくという考え方で今はいるという理解でいいですか。

森人権企画課長 私ちょっと、今の委員のご意見を誤解、あるいは説明がまずかったら申しわけないですけれども、もともとヘイトスピーチを受けたとする側が訴訟を提起して

いくといったことを前提として、私どもが当初に市会に提出しました案では、そういったことについての訴訟支援ということを考えておりました。したがって、原告側がヘイトスピーチをされたとされる人という筋立てでございました。先ほどの説明、私その筋立ての延長でお話をさせていただいていたのですけれども、一方で私どもが認定をして、それに基づいて、あるいはこういった条例に基づいてされたことについて、例えばその条例が憲法違反であるとか、あるいはその条例に基づいてちゃんと手続がされていないとか、実質的な認定がされていないということで、大阪市が訴えられるケース、これにつきましては、ほかの事業も同じだと思えますが、あると思えます。そういったことについて、大阪市が裁判を受けた場合は、その中で裁判の経験というか、そういったものがたまっていくということもあり得ると考えております。ただ、私どもといたしまして、条例に基づいて適切に、また表現の自由にも配慮いたしまして適切な判断をする、そのために専門家のヘイトスピーチ審査会の先生方にもお願いしていると考えております。

川嶋委員 ありがとうございます。いずれにしても、22件のものがなかなか答申が出にくいと思うんですね。恐らく、さっき言ったデモとか街宣活動に関してはなかなか認定しにくくてしんどいと思うんですね。これがもし長引いていけば、なかなか出なかったときには、そういう活動がまた出てくる可能性もあるので、要はその辺の抑止力的なところがどうなるのかなと非常に気にしているので、今後、その状況になってきたら、また、その辺いろいろ情報を教えていただきたいと思っておりますのでお願いします。

森人権企画課長 ありがとうございます。ヘイトスピーチ審査会につきましては、毎月1回のペースで今のところ開催しており、5月までに11回開催いただいております。最初ということもございまして、非常に検討、論点も多数ございまして、最初の結果が出るまでにかなり時間がかかったというご批判も一部でいただいているところでございます。今後、これまでの審査の経験も生かしまして、また委員方にもお願いいたしまして、引き続き残りの案件の審査も進めてまいりたいと考えています。よろしく申し上げます。

中井会長 ありがとうございます。ヘイトスピーチに該当すると認定された側から、何か反応があったという事例は聞いておられますか。

森人権企画課長 ヘイトスピーチを認定して6月に公表いたしましたけれども、その後、私どもに直接そういったことで何かということは、今のところ伝わってきておりません。

中井会長 ありがとうございます。また引き続きこの結果について教えていただきたいと思えます。ほか、ご質問。どうぞ、西田先生。

西田委員 この件、本当に行政としてできる限りのことを進めていただきたいと強く思っております。ただ大事なことは、ヘイトスピーチをやる人は、ごく一部の人ではないということはやはりきちんと認識しておくべきだと思うんですね。この問題を追求しているジャーナリストの人の仕事では、普通の人なんだと。いろんなことでうまくいかない、つながりがない、承認された経験がない人が、不満をためて排外主義を吐き出してしまおうんだという報告があって、私は今までのほかのいろんな分析、今日紹介した意識調査の結果もやっぱりひとつつながりのもんだなと思っています。

また、堺市の調査でヘイトスピーチについて聞いたのです。で、許せないという選択肢

のほかに、表現の自由の問題等いろいろあるけれど理解できる部分はある、そんな設問を意識的に入れ込んだら、全体の4分の1が、問題は多いけど理解できる、共感できる部分があるという回答が出てきたのです。というわけで、一部の突出した切り離された人の問題では決してないという認識をちゃんと持っていく必要があると思います。

生活保護や外国人、母子家庭云々、そうしたいろんな非難の対象になっているいろんなことが動いていますけれども、それらの1つの突出したあらわれなんだと見るべきだろうと思います。

もう一つは、この設問の別に、日本の戦前の植民地支配のことを知っていますかという設問も用意しました。そうしたら知っているという人でも、この共感できるというのが増えるのです。だから何を知っているか、どんな情報に接しているかというのが重要なだろうと思いました。近年の社会心理学の研究の中で、レイシズム、排外主義、差別意識の強い人は、やっぱりヘビーなネットユーザーであって、非常に一方的な知識が縮約されたような情報を、ふだんかなり見聞きしているという、そんな研究もありました。

というわけで、こうしたヘイトスピーチに対する取組み、ぜひとも必要だけれども、まさに人権問題、広く貧困あるいは外国人問題も踏まえた中でのカウンター、さっきと同じですけども、情報発信をどうつくっていくかというあたりが、問題があるところに対応する、というだけでないところに行政の責務というか、課題を置く必要があるなと思っております。同じようなことを繰り返し言ってしまいましたが、以上です。

中井会長 ありがとうございます。非常に大事なことをご指摘いただきました。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは本日ご用意いただいた議題は、以上です。

本日ご議論いただいた内容、いただいたご意見につきましては、ぜひ今後、人権行政の取り組みを進めるに当たって十分に反映していただけるように、また事務局でご検討いただいて、着実に実施を図っていただきたいと思います。また、今日お答えいただけなかった点、後ほど情報提供をと言っていた点については、どうぞよろしく願いをいたします。それでは事務局にお返しいたします。

廣原人権企画課担当係長 ありがとうございました。先ほど「部落差別の解消の推進に関する法律」の附帯決議などの資料がご用意できましたので、ただいまお席のほうにお配りしております。

活発なご議論をいただきまして誠にありがとうございました。それでは以上をもちまして第35回大阪市人権施策推進審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

了